

改正後	改正前
<p>(揭示)</p> <p>第三十八条の三 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 特定化学物質の名称二 特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状三 特定化学物質の取扱い上の注意事項四 次条に規定する作業場（次号に掲げる場所を除く。）にあつては、使用すべき保護具五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならぬ旨及び使用すべき保護具 <p>イ 第六条の二第一項の許可に係る作業場（同項の濃度の測定を行うときに限る。）</p>	<p>(揭示)</p> <p>第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限り。次条において同じ。）には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 特別管理物質の名称二 特別管理物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状三 特別管理物質の取扱い上の注意事項四 使用すべき保護具五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならぬ旨 <p>(新設)</p>

ロ (略)

ハ 第二十二條第一項第十号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場

ニ 第二十二條の二第一項第六号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場

ホ (略)

又 第四十四條第三項の規定により、労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる作業場

(作業の記録)

第三十八條の四 事業者は、第一類物質(塩素化ビフェニル等を除く。)又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物(以下「特別管理物質」と総称する。)を製造し、又は取り扱う作業場(クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限定する。)において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存するものとする。

一 (略)

イ (略)

(新設)

(新設)

ロ (略)

ト 第三十八條の二十一第七項の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場

(作業の記録)

第三十八條の四 事業者は、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存するものとする。

一 (略)

別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の四、第三十八条の七、第三十九条関係）
一〇三十七（略）

別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）
一〇三十七（略）